

横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）の改定について

横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく法定計画で、横浜市役所が実施する事務及び事業に関する温室効果ガス排出量の削減等のための措置等を取りまとめたものです。

市域全体の計画である「横浜市地球温暖化対策実行計画」の改定にあわせ、市役所編の改定に向けた検討を進めています。

1 計画改定にあたっての基本的な考え方

- 市内最大級の排出事業者（市域全体の約5%）として、温室効果ガス排出量の削減に率先して取り組みます。
- 「横浜市地球温暖化対策実行計画」の改定内容を踏まえ、市役所の役割や取り組むべき内容等を整理し、計画に反映します。
- 目標の設定にあたっては、国が示す2030年度の全電源平均の電力排出係数(0.25kg-CO₂/kWh)を用い、係数の改善効果を見込みます。
- これまで行ってきた取組は引き続き着実に実施するとともに、公共施設への太陽光発電設備等の導入強化や使用する電力の一層のグリーン化、再エネ100%電気等の調達等を推進します。
- 市民サービスの向上や施設の利用状況などにより、エネルギー使用量等が変動する傾向はありますが、各事業の特性を活かした取組を進めます。
- 今後エネルギー使用量の増減が見込まれる事業については、その影響を反映した目標を設定します。

2 改定計画の概要

- (1) 計画対象期間 2022年度から2030年度まで
- (2) 対象範囲 横浜市役所が実施する全ての事務及び事業
- (3) 削減目標 2030年度に基準年度（2013年度）比で50%削減

温室効果ガス目標排出量・削減率 (単位:万t-CO₂)

	基準年度排出量 (2013年度)	2030年度目標		
		目標排出量	削減率 (2013年度比)	
総排出量	91.6	46.0	▲ 50%	
庁舎等	17.3	4.9	▲ 72%	
主要事業	一般廃棄物処理事業	32.8	16.4	▲ 50%
	下水道事業	18.1	9.0	▲ 50%
	水道事業	6.8	3.2	▲ 54%
	高速鉄道事業	5.0	4.0	▲ 20%
	自動車事業	3.4	3.2	▲ 5%
	教育事業	6.1	3.8	▲ 37%
	病院事業	2.1	1.5	▲ 31%

(注1) 「庁舎等」の範囲は、主要事業以外の庁舎・施設等、公用車（主要事業に含まれない車両等を含む）。

(注2) 「削減率」の列は「無印」が増、「▲」が減を示しています。

3 主な取組

(1) 全事業において実施する主な取組

- 公共施設の新築・改修等における対策
 - 「公共建築物における環境配慮基準」等に基づく環境性能の高い施設の整備
 - 公共建築物のZEB化の推進
 - 2030年度までにLED等高効率照明の割合を100%化
 - ESCO事業や公共建築物長寿命化対策事業の継続実施
- 再生可能エネルギーの導入拡大
 - 2030年度までに設置可能な公共施設の約50%に太陽光発電設備を導入(PPA事業の活用等)
 - 使用する電力のグリーン化、再エネ100%電気等の調達(環境価値の活用等)
- 自動車等における温室効果ガス削減対策
 - 2030年度までに一般公用車への次世代自動車等の導入100%化
- 運用対策の徹底等、その他の対策
 - 全庁一丸となったエネルギーマネジメントの実施

(2) 主要事業の特性を活かした主な取組

- 一般廃棄物処理事業：プラスチックをはじめとしたごみの削減、ごみ焼却工場の環境価値の地産地消
- 下水道事業：温室効果ガス(N₂O)を大幅に抑制できる高温焼却型の下水汚泥焼却炉への更新
- 水道事業：自然エネルギーを活用した自然流下系施設(浄水場等)の優先的整備、エネルギー効率の良い配水ポンプ制御機器の導入
- 高速鉄道事業：高効率の主電動機や制御装置を採用した新型車両(4000形)の導入
- 自動車事業：エコドライブの徹底による燃費向上の推進、燃料電池バスの導入
- 教育事業：学校新設時等における高効率設備等の導入、PPA事業を活用した太陽光発電等の導入
- 病院事業：市民病院におけるエネルギープロバイダ事業者と協力した温室効果ガス排出削減対策の推進

4 進捗管理

- 全庁的な推進体制による取組状況の点検・評価、課題の共有、方向性等の見直し検討
- 有識者等による外部評価やモニタリングの実施
- 進捗状況（温室効果ガス排出量やエネルギー消費削減量等）は毎年公表

5 今後の予定

- 基本的な考え方（令和4年第1回定例会）
- 計画素案、計画原案、確定・公表（令和4年中）